



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月17日火曜日 第307号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	481
高潮浸水想定区域の指定.....	(港湾海岸課) ...	481
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	482

教育委員会公告

令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について.....	(義務教育課) ...	482
--	-------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	483
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	483
政治団体の解散の届出.....	(") ...	484
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	(") ...	484
個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....	(") ...	484

告 示

○愛媛県告示第549号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年5月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社レスパスコーポレーション 代表取締役 宮内 政三	株式会社レスパスコーポレーション 代表取締役 越智 陽一	平成27年 6月27日	令和4年 4月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ ほか16者	株式会社フジ・リテイリング ほか9者	令和4年 4月13日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第550号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項の規定により、豊後水道東沿岸、伊予灘沿岸及び燧灘沿岸に係る高潮浸水想定区域

を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第3号に規定する浸水継続時間を定めた。

その関係図面は、愛媛県庁並びに各地方局建設部及び土木事務所（中予地方局久万高原土木事務所を除く。）に備え置いて閲覧に供する。

令和4年5月17日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第551号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年5月17日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第17719号	令和元年12月26日	四国エンジニアリングサービス(株)	坂谷 隆太	松山市土居田町336-1	令和4年4月4日	土木事業 とび・土工事業 管工事業 機械器具設置工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第10482号	平成29年4月11日	(有)あさみ庭園センター	浅海 恒久	松山市末町乙70	令和4年4月10日	土木事業 石工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-2)第3219号	令和2年5月28日	(有)三澤電気商会	三澤 哲	松山市元町9-21	令和4年4月15日	電気工事業	建設業の廃止
(般-29)第14995号	平成29年5月9日	(有)河野シーリング	河野 洋治	松山市余戸南1-21-45	令和4年4月19日	防水工事業	建設業の廃止
(般-2)第14620号	令和2年9月8日	鶴岡建具	鶴岡 稔治	松山市保免西3-1-17	令和4年4月28日	建具工事業	建設業の廃止

教育委員会公告

○公告

令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）を次の要領で実施する。

令和4年5月17日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜 二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

(1) 県内会場

区分	期日	場所
小学校教員	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	松山市立道後中学校（松山市上市一丁目3番57号）
中学校教員（各教科）	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
高等学校教員（各教科）	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	松山北高等学校（松山市文京町4番地1）
特別支援学校教員		
養護教員	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
栄養教員	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	松山北高等学校（松山市文京町4番地1）

(2) 県外会場

区分	期日	場所
全区分	令和4年7月21日(木)から22日(金)まで	東京会場 都道府県会館 （東京都千代田区平河町2-6-3） 大阪会場 天満研修センター （大阪府大阪市北区錦町2-21）

注1 区分間の併願は認めない。
2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

令和4年5月18日（水）から6月8日（水）まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者
- 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和5年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（社会人特別選考により志願する者にあつては、教員免許状を有しない者で、令和5年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）
- 昭和38年4月2日以降に出生した者

5 受験申込手続及び試験方法

令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。
問合せ先

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
中学校教員志願者	
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
特別支援学校教員志願者	
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
栄養教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952

7 その他

小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。)の教員として勤務している者(正規教員であるものに限る。)で、2年以上の教職経験(正規教員である期間に限る。休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者を対象に、後期選考試験を実施する。ただし、前期選考試験の受験申込みをしていない者に限る。

詳細は、志願要項のほか、別途定める「令和5年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項」(8月下旬公表予定)を参照すること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
国民民主党愛媛県総支部連合会	榛 葉 賀津也	榛 葉 賀津也	松山市味酒町3-9	令和4年4月5日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
原しゅんじ後援会	原 俊 司	坂 本 エツコ	松山市土居田町229-4	令和4年4月5日
参政党愛媛支部	寺 川 正 一	渡 邊 宗 平	松山市平井町3157-41	令和4年4月12日

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
愛媛県鍼灸師連盟	永 易 賢一郎	主たる事務所の所在地	新居浜市田の上二丁目16-52	西予市宇和町卯之町二丁目176-2	令和3年5月23日
		代 表 者	永 易 賢一郎	宇都宮 信 博	
上浮穴郡医師連盟	豊 田 茂 樹	会 計 責 任 者	森 永 敏 行	今 村 豪	令和4年3月31日

愛媛県商工連盟連合会四国中央支部	井上治郎	会計責任者	宮崎修	利藤謙二	令和4年4月1日
山本順三後援会	檜垣俊幸	主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目8-1	今治市大新田町二丁目2-50	令和4年4月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年5月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
原しゅんじ後援会事務所	原俊司	平成28年12月31日
山本成佳後援会	山本成佳	令和4年3月22日
weloveしこちゅー隊	土谷浩也	令和4年3月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年5月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
原俊司	原しゅんじ後援会事務所	平成28年12月31日
土谷浩也	weloveしこちゅー隊	令和4年3月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略			省略		
今治市宮窪石文化伝承館	省略		今治市宮窪石文化伝承館	省略	
省略			今治市宮窪余所国農村環境改善センター	今治市宮窪町余所国1374番地	90
省略			省略		